

従業員を介護で離職させないために

働き方の工夫を考えよう～働き方の工夫から始める、仕事と介護の両立支援～

介護は定年までにどの従業員も直面する可能性がある課題です。
介護に直面する従業員は、企業において中核的な人材として活躍している場合も多く、こうした人材の離職を防止することは企業の持続的な発展にとって重要です。

取組例



「仕事と介護を両立できる職場環境」の整備促進のためのシンボルマークです。

1 効率的な働き方を習慣化する

- ☐ 作業リストを作成するなど、業務に優先順位をつける
- ☐ 1日の繁忙時間と閑散時間を見極め、閑散時間に雑務を処理する
- ☐ 定期的に業務の棚卸しを行い、本当に必要な業務かどうかを検討する
- ☐ 会議は、議論すべき内容や終了時間をあらかじめ決めたとうえで開催する

2 仕事の配分方法を工夫する

- ☐ 特定の者に仕事が偏らないようにする
- ☐ チーム制を導入するなどして、複数人で仕事を担当できる体制を整える
- ☐ 特定の1つの仕事だけでなく、一人ひとりが複数の仕事に対応できるような能力開発を行う
- ☐ 勤務時間が短い者、残業ができない者が担当可能な仕事の範囲や仕事量を把握する

3 仕事の「見える化」を行う

- ☐ 仕事内容の一覧を作成するなどして、仕事内容の「見える化」を図る
- ☐ 仕事のフローチャートやマニュアルを作成するなどして、仕事の手順の「見える化」を図る
- ☐ 今、誰が、どのような仕事を担当しているかを把握する
- ☐ 上司と部下、職場のメンバー間で、それぞれの仕事の進捗状況を共有する

4 権限委譲の仕組みを整備する

- ☐ Aさんが不在のときはBさんが、Bさんが不在のときはCさんが担当するなど、職場内での権限委譲のルールを設定する
- ☐ 管理職不在時の権限委譲のルールを設定する

5 相談しやすい職場風土をつくる

- ☐ 部下に対して、「介護はすべての人に起こり得るものであること」を伝える
- ☐ 部下に対して、仕事と介護の両立を積極的に支援し、相談にも対応するという姿勢を見せる

仕事と介護の両立支援制度～要介護状態の対象家族を介護する従業員が利用できる制度～

- ◆ **介護休業**→対象家族1人につき、通算93日を3回まで分割して取得できます。
- ◆ **介護休暇**→介護や通院の付添い、各種手続きのために、1年に5日（対象家族が2人以上の場合は10日）、半日単位で取得できます。
- ◆ **所定外労働の制限**→労働者が事業主に申し出た場合、所定外労働を免除します。
- ◆ **時間外労働の制限**→労働者が事業主に申し出た場合、法定時間外労働（原則週40時間、1日8時間を超える労働）を1か月24時間、1年150時間以下にします。
- ◆ **深夜業の制限**→労働者が事業主に申し出た場合、22時～5時の就業を免除します。
- ◆ **所定労働時間の短縮等の措置**→事業主は短時間勤務制度等の措置を講じなければなりません。
- ※ 介護休業等の制度の申出や取得等を理由として、労働者に解雇その他不利益な取扱いをすることは禁止されています。
- ◇ **労働時間等見直しガイドライン**→労働時間等の設定の改善を図るに当たっては、特に配慮が必要な者（家族の介護を行う者等）については、その事情を考慮した措置を検討しましょう。

介護支援プランを導入し 仕事と介護を両立して働ける会社へ

「介護をしている従業員がいる」
「介護に直面しそうな従業員がいる」
「介護の対象となる従業員はいないが、知識を備えたい」等々



仕事と介護の両立支援のノウハウを備えた「介護プランナー」が、
職場環境整備を**無料**でお手伝いします！

介護プランナーとは？

仕事と介護の両立支援のノウハウを持つ社会保険労務士・中小企業診断士などの専門家です。事業主から従業員に向けた支援方法について、アドバイスします。

介護支援プランとは？

介護に直面した従業員の状況・希望を踏まえて事業主が作成する、仕事と介護が両立できる働き方を支援するためのプランです。

介護支援プラン策定のメリット

人材確保

ベテラン従業員などの中核人材を失うという、企業にとっての大きな損失を防ぎます。

従業員の現状把握

仕事と介護の実態を把握し、従業員に合わせた制度の見直しができます。

働き方改革

介護支援プランを実行することで、職場のマネジメントが改善します。

中小企業事業主の場合、助成金の対象になる場合も！

「両立支援等助成金・介護離職防止支援コース」

仕事と介護の両立支援のための職場環境整備を行い、実際に介護に直面した従業員の「介護支援プラン」の作成により、介護休業の円滑な取得及び職場復帰または介護のための勤務制度の利用の支援を行った事業主に一定額を助成します。

▶詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 職場における子育て支援 > 事業主の方へ > 事業主の方への給付金のご案内

お問い合わせ

▶株式会社 パソナ

育児・介護支援プロジェクト事務局

TEL：03-5542-1740（平日9:00～17:30 ※年末年始（12/30～1/4）を除く）